

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主やその他ステークホルダーと良好な関係を築き、社会のニーズに合った事業活動を行うことで長期的な成長を遂げていくことが出来ると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスについての重点課題と致しましては、

- 1.株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行い、株主がその権利を適切に行使することができる環境を整備すること
- 2.会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出の為、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めること
- 3.財務情報、経営戦略・経営課題、その他非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行い、かつ法令に基づく開示以外の情報提供にも取り組むこと
- 4.取締役会は、1)企業戦略等の大きな方向性を示し、2)経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、3)独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行い、その責務・役割を適切に果たすこと
- 5.持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うこと

を第一義と捉え、常にこれら重点課題を念頭においた体制の整備を行っております。

なお、当社では、今後の事業拡大に伴って組織規模拡充が想定されるため、コーポレート・ガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社DDホールディングス	669,984	42.92
伴 直樹	75,000	4.80
麒麟麦酒株式会社	54,800	3.51
全国農業協同組合連合会	50,000	3.20
高梨 雄一郎	47,500	3.04
野村證券株式会社	36,700	2.35
S B・A外食育成投資事業有限責任組合	35,000	2.24
J.P.Morgan Securities plc	31,400	2.01
むさし証券株式会社	23,000	1.47
福森 章太郎	22,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社DDホールディングス (上場:東京) (コード) 3073

補足説明

当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であった株式会社DDホールディングス(以下、「当該会社」といいます。)と当社の間において、2019年2月28日付にて当該会社による当社の連結子会社化を目的とする「合意書」を締結いたしました。これにより、本合意書の効力発生日である2019年3月1日付で当該会社が当社の親会社に該当することとなりましたが、当社による上場会社としての自主的で機動的な経営を尊重しており、独立性は確保されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等の実施にあたっては、取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会において取引の合理性と取引条件の妥当性について十分検討し、出席した監査役にも意見を求めた上で、取締役会の承認を得ることとしており、これにより、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 彰男	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 彰男	○	当社と近藤彰男氏との間には、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はありません。	数々の事業会社において重職を歴任してきた経験により培われた、会社経営における豊富な経験と高い見識から、平成26年6月に当社社外取締役に就任して以来、当社の経営全般に対し適切な助言を行っています。 <独立役員指定理由> 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、また、同氏と当社との間には利害関係はないことから、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された内部監査担当者1名が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査担当者は当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行い、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実に努めております。

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)によって構成されております。監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。

監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、会計監査人による会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内的重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

内部監査及び監査役監査は、会計監査人監査との三様監査体制を旨とし、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。また、内部統制担当者は、監査役及び内部監査担当者と協働し、四半期に1回の頻度にて会計監査人から四半期レビューもしくは会計監査の結果の報告を受けるものとして、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木下 一	他の会社の出身者													
吉井 一浩	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

木下 一	○	当社と木下一氏との間には、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はありません。	同氏は、事業会社において取締役等の重職を歴任しており、この職務経歴において培われた企業経営に関する深い造詣と知見から、平成24年6月に当社社外監査役に就任して以来、当社監査体制の強化に取り組んでおります。 < 独立役員指定理由 > 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、また、同氏と当社との間には利害関係はないことから、独立役員に選任いたしました。
吉井 一浩	○	吉井一浩氏は弁護士の資格を有しており、企業法務の相当程度の知見を有しております。 当社と同氏の間には、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はありません。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士、一般社団法人投資信託協会自主規制委員会副委員長に就任しておりますが、当社と当該事務所、当該法人との間にも、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はありません。	同氏の弁護士として培われた企業法務の幅広い知識・経験を当社の経営に活かして頂くとともに、法律の専門家として当社の経営全般に対する提言等による、当社のコーポレート・ガバナンス強化を期待し、社外監査役として選任しております。 < 独立役員指定理由 > 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、また、同氏と当社との間には利害関係はないことから、独立役員に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲、士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役(社外取締役を除く)及び従業員に対して、新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲、士気を高揚せしめ、もって当社企業価値及び顧客満足をさらに向上させることを目的とするものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に取締役、監査役それぞれの総額の報酬額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、各取締役の貢献度や業績を考慮した上で、今後の経営戦略を勘案し、2015年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております年額200百万円以内(うち社外取締役分20百万円)の範囲で取締役会にて決定しております。なお、当該報酬には使用人

分給とは含みません。また別枠でストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議をいただいております。

取締役の報酬については、持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績のほか職務の内容・執行状況を総合的に勘案し決定しております。取締役の報酬等の具体的配分については、上述の方針に基づき決定することを前提に、取締役会で代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて当社従業員を指名し、社外役員の職務執行における業務補助を行うことといたしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
伴 直樹	顧問	経営陣からの相談に対する助言・支援等 (経営には関与していません)	非常勤・報酬あり	2020/05/26	1年
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新					1 名
その他の事項 更新					

顧問の委嘱に関しては、取締役会により決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されており、このうち社外取締役である近藤彰男氏においては、その職務経歴において培われた経営者としての豊富な経験と実績を有しております。

当社取締役会は経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されており、原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、定期的に経営会議を実施し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会へ出席することで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。2名の社外監査役は、経営体制の透明性と公正性を確保するため、事業会社において取締役等の重職を歴任し、企業経営に関する深い識見を有する木下一氏、及び、弁護士として専門的な法務知識・経験を有する吉井一浩氏をそれぞれ選任し、専門視点の強化を図っております。監査役会は、原則として毎月1回開催されております。監査役は、監査の独立性を確保しながら、取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告し、会計監査人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に会計監査人より報告を受けております。

報酬決定等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。役員個々の報酬額について、取締役については各取締役の職責や実績を勘案のうえ取締役会にて決定し、また監査役については常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役会で協議し決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営監視機能の客観性・中立性が高まるとの判断から、社外監査役2名による監査の実施を行っているほか、社外取締役1名による取締役会運営を行っております。

これにより、外部からの経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されていると史料される為、現在の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	「株主総会招集ご通知」は、株主の皆様が十分に株主総会議案を検討できるよう早期の発送に努めております。 当社第17回定時株主総会(2020年5月26日開催)においては、招集通知を2020年5月8日付にて発送することにより、総会開催まで中18日を確保するとともに、招集通知発送日と同日の5月8日付にて当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、年1回を目途に投資家向け説明会を開催していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、半期毎(中間・期末)に決算説明会を開催し、代表者自身が決算内容、事業の状況、今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報及び、業績に係る修正情報、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書、決算説明会資料等を、当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にIR担当者を設置し、対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家等のステークホルダーに対して、適時、適切な情報開示を行うことが、経営の公正と透明性の維持につながるものと理解しております。 その為にも、当社は、IR活動をステークホルダーの皆様当社の企業経営、企業活動、戦略をご理解頂き、併せて当社の企業価値を正當に評価頂く為の活動と捉え、株主や投資家の皆様との積極的なコミュニケーションを図り、経営の透明性の向上を図ってまいるとともに、当社に対するご理解と信頼を深める為、当社に関する企業情報を、理解し易くタイムリーにかつ正確に開示してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムの基本方針〕

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全ての役員及び従業員に、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任の達成のため、「取締役会規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。

(2) 監査役は、内部監査担当者と連携して取締役の職務執行の法令及び定款への適合性について監査を行い、必要に応じて取締役会で意見を述べる。

(3) 内部監査担当者は、監査役と連携してコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。

(2) 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。

(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。

(2) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。

(2) 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とし、関連する規程の制定及びコンプライアンス体制の確立に努めております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況として、全国暴力追放運動推進センターから有用な情報の収集・管理を実施しております。また、新規取引先については、必要に応じて外部の調査機関による調査を行うことで反社会的勢力が否かの判断を行っております。

その他

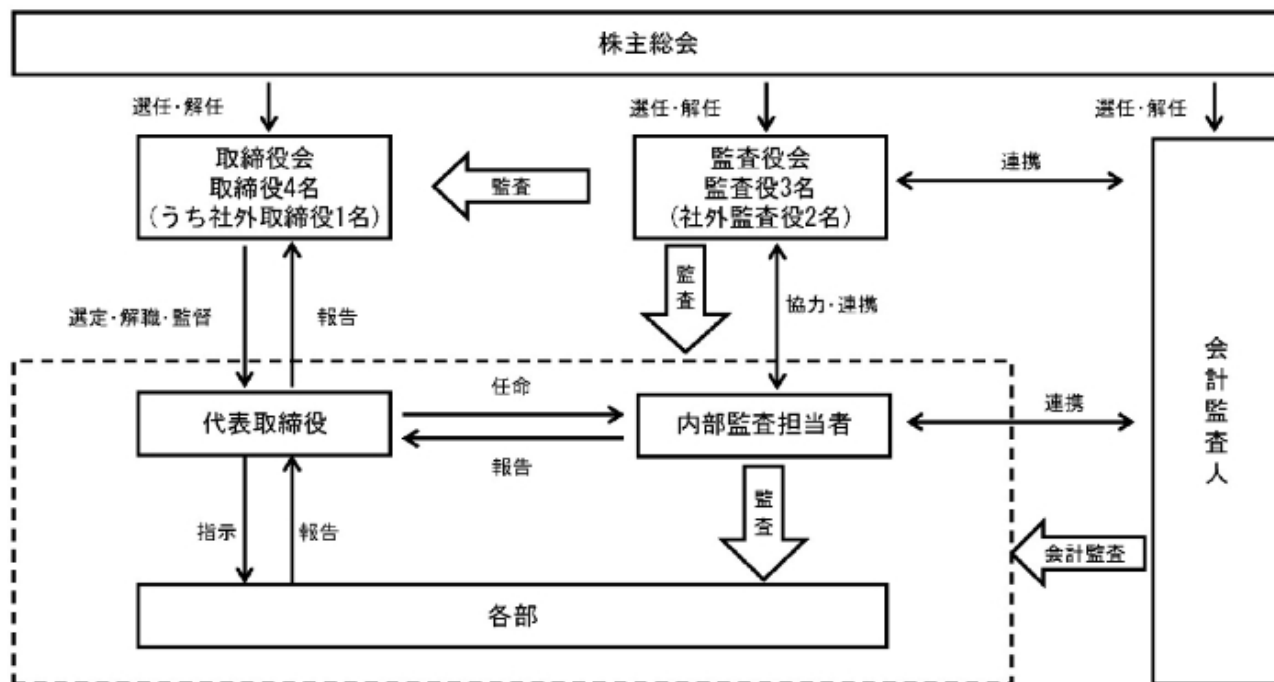
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】

